岡県職員被服貸与規程の一

部を改正する訓令を次のように定める。

出 本

E先機関

庁

令和七年三月十八日

0

頭を次のように改める。

を削り、

「機械金属は」や「試験技術員

(機械金属)

は」に改

め

同表十

改正する

福岡県職員被服貸与規程

(昭和三十七年二月福岡県訓令第三号)

0)

部を次のように

岡県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

岡県.

知事

部

誠太郎

別表五の

項中

「道路技術員」

を

「道路河川技術員」

に改め、

同表六の

項

中

農機具工

を

「農業技術員」に改め、

「、~博工书」を削り、

同表十一の項中「

(い草工手を

第 令 和 五. 七 年 百 月 + 十 八 号 H

同表二十六の項中

「繊維工手、

食品工手」

を

「試験技術員

(繊維)

及び試験技

の項を削り、

十九の項を十八の項とし、

二十の項から二十五の項までを一項ずつ繰

増 刊

 $\widehat{1}$

附

繰り上げる。

に改め、

項ず

つ繰り上げ、 に改め、

同表三十

一の項中

「水産加工工手」

を

「水産

ダム管理技術

項

この訓令は、 令和七年四 月 \exists から施行する。

○福岡県

職 訓

員被服貸与規程の

部を改正する訓令

(総務事務厚生課)

令

第 뭉 目

次

福岡県訓令第

一号

訓

令

ま でを一

(食品)

同

:項を同表二十五の項とし、

同表中二十七の項から三十一

の項

15 病院等において看護業務に従事する 丼 護師 帽看子看白子 護防護靴 衣衣靴下 00000 年年年年年 $\widehat{\omega}$ $\widehat{\omega}$ $\widehat{\omega}$ $\widehat{\omega}$ $\widehat{\omega}$ $\widehat{\omega}$ $\widehat{\omega}$ $\widehat{\omega}$ 着着着足足

1

表十六の

項 中

「児童福祉施設及び女子大等」

を

児童福祉施設等」

に改

め

同

表中

則

同項を同表三十一 の項とし、 同表中三十三の項から三十六の項までを

定期発行日 每週火金曜日